

広島県税条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、自動車取得税、自動車税、狩猟税等に関する規定の改正を行った。

1 個人の県民税

- (一) 特例控除額の控除対象となる寄附金について、総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（特例控除対象寄附金）とした。
- (二) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用を平成四十五年度分の個人の県民税まで延長する等の措置を講じた。

2 自動車取得税

- (一) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (二) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであって、一定の要件を満たすものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (三) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十五を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (四) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであって、一定の要件を満たすものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (五) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の五十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (六) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであって、一定の要件を満たすものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対

- 象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (七) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (八) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (九) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (十) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (十一) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (十二) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (十三) 一定の乗用車若しくはバス又はトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (十四) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。

- (一) 納税者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、電子情報処理組織を使用して、又は地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して申告書又は報告書の提出を行うときは、当該納税者が当該登録の申請をした際に、一定の方法により徴収することができることとした。
- (二) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する自動車税の特例措置について、一定の期間延長することとした。
- (三) 道路運送車両法施行規則の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

#### 4 狩猟税

- (一) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長することとした。
- (二) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長することとした。
- (三) 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長することとした。

#### 5 その他

災害等による申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限の延長について、所要の規定の整備を行った。

#### 二 施行期日

- 1 2及び3以外の改正 平成三十一年四月一日
- 2 一1の改正 平成三十一年六月一日
- 3 一3(三)の改正 平成三十一年七月一日